

見守り 新鮮情報

その申込み、 定期購入では ありませんか？

最終確認画面 チェックリスト

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ 継続期間や購入回数が決めていませんか？
- ☐ 支払い総額はいくらですか？
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- ☐ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

- ☆申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ☆注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ☆最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。



最終画面を確認して!!

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

画面を
スクリーンショット!



見守るくん

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていなかったり、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第487号(2024年7月25日)発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566